

「筑波技術大学基金」募金活動ガイドライン

平成24年7月20日

筑波技術大学

筑波技術大学（以下「本学」という。）に筑波技術大学基金（以下「基金」という。）を設置しました。募金活動を行うにあたり、ガイドライン（倫理方針）を作成しましたので、実際の募金活動においてご活用ください。

1. 社会貢献

筑波技術大学（以下、「本学」という。）は、筑波技術大学基金（以下、「基金」という。）の募金活動により得た寄附及びその運用果実を、学生の教育・研究に関する活動を安定的に支援することにより、聴覚・視覚障害者として社会で貢献できる人材の育成を目指します。

2. 社会的責任

本学の運営には国民の税金である運営費交付金が大半を占めています。また、本学の業務については、国立大学法人法により、「国立大学法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運用するよう努めなければならない。」とされており、基金も本学の業務の一環であることから、募金活動にあたっては社会的責任を負うことを教職員が常に認識し行う必要があります。

3. 中立、公平、公正の堅持

本学の募金活動は、個人、企業等を問わず、基金の趣旨に賛同する寄附者と本学が、学生を支援するという共助の精神を持って、対等の相互信頼の中で行います。そのため、基金への寄附は、寄附者と本学との関係において、中立、公平、公正なものであることが必要です。

4. 法令等の遵守

募金活動を行うにあたり、諸法規を遵守することはもちろんですが、良識、礼節など社会規範を守ることを心がけ行動します。

5. 寄附金の受入

寄附金の受入れについては、本学が管理し、「国立大学法人筑波技術大学基金規

則」の規定に基づき設置される筑波技術大学基金管理運営委員会によって、審議される場合があります。

【参考】「国立大学法人筑波技術大学基金規則」(抜粋)

(運営委員会)

第5条 基金に関する重要事項を審議するため、筑波技術大学基金管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

事業計画に関する事項

基金の予算及び決算に関する事項

基金の受入れ及びその運用に関する事項

寄附者への謝意表明に関する事項

その他基金の管理及び運営に関する重要事項

6. 個人情報等の保護

本学は、募金活動を行うにあたり得た個人情報及び企業等情報は、「国立大学法人筑波技術大学個人情報保護規則」に則して、個人情報等の保護を徹底します。

7. 相互扶助の促進

本学は、全職員参加による学内協力体制のもと基金活動に取組み、教職員一人ひとりが倫理方針を十分理解し、本学教職員としての良識を保ち、相互扶助の精神をもった募金活動ができるよう努めます。

本学は、募金活動における寄附者のご意見・ご要望を収集し、募金活動の健全化に努めます。募金活動を行う上で疑義が生じた場合は、その都度、総務課(基金担当)にご相談ください。

また、教職員の皆様からの意見・要望も随時受け付けます。